

議案第63号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

相手方

住所 長野市七瀬3番地14

氏名 株式会社 ニッポンレンタカー信州

2 事故の概要

令和6年4月9日、観光課が管理する温泉公園内（穂高有明7718-5）の枯損木が倒れ、落下した枝が近接する宿泊施設駐車場に止めてあったレンタカーに当たり、バックドアガラス、屋根等を損傷させた物損事故である。

3 損害賠償の額

本件事故の原因は、当市が管理する土地の枯損木の倒木により発生したものであり、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は本件事故の損害の解決金として、相手方に対し669,113円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和6年6月27日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第64号

損害賠償請求調停事件の調停を成立させることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、下記のとおり調停を成立させることについて、議会の議決を求める。

記

1 事件名 松本簡易裁判所令和6年（ノ）第13号損害賠償請求調停事件

2 申立人

長野県岡谷市南宮一丁目7番50号

塚原石産興業株式会社

代表者 代表取締役 塚原 富勝

3 概 要

安曇野市が発注する「令和4年度農業用施設災害復旧事業（R3 繰越）重光堰地区頭首工復旧工事」において、工事現場の上流で河川の流れを変える瀬回しを行っていた。

令和5年3月24日頃から降り始めた雨によって犀川が増水し、瀬回しにより水の流れが右岸側に集中したことで、塚原石産興業株式会社から施工業者に「河川が増水して心配である」と連絡があり、市としてもその事を把握していたが、3月28日に千曲川河川事務所の完成検査があることと、令和2年7月と令和3年8月の豪雨により河川が増水したことで、近接する他の農業用施設が被災した経験があり、瀬回しを撤去する判断はできなかった。

河川の流れを変えられなかったことで、塚原石産興業株式会社の土地が侵食され、保管してあった碎石が流出した。このことから、侵食した土地の復旧費用と流出した碎石代を求められた。

その後、本件調停事件では、碎石代を求められ、申立人と相手方との主張に基づき、調停委員の調停によって、別紙調停条項案のとおり解決金315万円で合意するに至った。

4 和解の内容

別紙調停条項案のとおり

(調停条項案において「相手方」とは、安曇野市を指す。)

令和6年6月27日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

調停条項案（令和6年（ノ）第13号）

松本簡易裁判所調停委員会

- 1 相手方は、申立人に対し、本件流出事故による損害（本件河川の増水による申立人の骨材の流出損害のほか、申立人所有土地の流出などによる一切の損害を含む。以下同じ。）について、本件解決金として315万円の支払義務があることを認める。
- 2 相手方は、申立人に対し、前項の金員を、令和6年7月31日限り、八十二銀行岡谷支店の「塚原石産興業株式会社」名義の普通預金口座（XXXXXXXXXX）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- 3 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 4 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件流出事故による申立人の一切の損害に関し、本調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 調停費用は、各自の負担とする。

議案第 65 号

令和 6 年度安曇野市南部学校給食センター配送用コンテナ更新購入に係る売買契約について

令和 6 年度安曇野市南部学校給食センター配送用コンテナ更新購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 6 年度安曇野市南部学校給食センター配送用コンテナ更新購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 29,007,000 円
- 4 契約の相手方 長野県松本市平田東 1-19-1
テクノ・フードシステム株式会社 松本営業所
所長 大垣 善行

令和 6 年 6 月 27 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 66 号

令和 6 年度鐘の鳴る丘集会所大規模改修工事請負契約について

令和 6 年 6 月 4 日一般競争入札に付した令和 6 年度鐘の鳴る丘集会所大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度 鐘の鳴る丘集会所 大規模改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 172,700,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科 4367 番地 1
株式会社 相模組 中信支店
支店長 相模 悠貴 |

令和 6 年 6 月 27 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第67号

安曇野市農業委員会委員の任命について

下記の者を安曇野市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条1項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

- | | | | |
|---|-----|---------|------------|
| 1 | 住 所 | 安曇野市 | ■■■■■■■■■■ |
| | 氏 名 | 丸 山 隆 也 | |
| 2 | 住 所 | 安曇野市 | ■■■■■■■■■■ |
| | 氏 名 | 降 旗 治 喜 | |
| 3 | 住 所 | 安曇野市 | ■■■■■■■■■■ |
| | 氏 名 | 細 萱 美 嗣 | |
| 4 | 住 所 | 安曇野市 | ■■■■■■■■■■ |
| | 氏 名 | 平 林 平 | |
| 5 | 住 所 | 安曇野市 | ■■■■■■■■■■ |
| | 氏 名 | 佐 原 悦 司 | |
| 6 | 住 所 | 安曇野市 | ■■■■■■■■■■ |
| | 氏 名 | 山 田 稔 | |
| 7 | 住 所 | 安曇野市 | ■■■■■■■■■■ |
| | 氏 名 | 平 林 明 美 | |
| 8 | 住 所 | 安曇野市 | ■■■■■■■■■■ |
| | 氏 名 | 中 村 正 | |
| 9 | 住 所 | 安曇野市 | ■■■■■■■■■■ |
| | 氏 名 | 三 枝 守 和 | |

- | | | | |
|----|-----|-----|----------------------------|
| 10 | 住 氏 | 所 名 | 安曇野市 [REDACTED]
丸 山 新 悟 |
| 11 | 住 氏 | 所 名 | 安曇野市 [REDACTED]
丸 山 富美雄 |
| 12 | 住 氏 | 所 名 | 安曇野市 [REDACTED]
藤 岡 喜美夫 |
| 13 | 住 氏 | 所 名 | 安曇野市 [REDACTED]
小 林 正 |
| 14 | 住 氏 | 所 名 | 安曇野市 [REDACTED]
中 島 博 幸 |
| 15 | 住 氏 | 所 名 | 安曇野市 [REDACTED]
二 木 寿 夫 |
| 16 | 住 氏 | 所 名 | 安曇野市 [REDACTED]
高 山 万 寿 |
| 17 | 住 氏 | 所 名 | 安曇野市 [REDACTED]
齋 藤 岳 雄 |
| 18 | 住 氏 | 所 名 | 安曇野市 [REDACTED]
望 月 慎 二 |
| 19 | 住 氏 | 所 名 | 安曇野市 [REDACTED]
一 志 寛 |
| 20 | 住 氏 | 所 名 | 安曇野市 [REDACTED]
請 地 康 仁 |
| 21 | 住 氏 | 所 名 | 安曇野市 [REDACTED]
堀 内 伸 一 |

22 住 所 安曇野市 [REDACTED]
氏 名 渡 辺 由 枝

23 住 所 安曇野市 [REDACTED]
氏 名 加 島 美智代

24 住 所 安曇野市 [REDACTED]
氏 名 中 野 隆 洋

令和 6 年 6 月 27 日 提出

安曇野市長 太田 寛